

金曜コラム -

本日の金曜コラムは筆者の都合で一週間お休みです。ご理解いただければ幸いです。

01 京郷新聞 2019. 5. 7**【勝利・メダル至上主義で人権おろそか...別のスポーツ人権機構の設立を】**

スポーツ革新委員会が7日、スポーツ人権対応システムについて最初の革新勧告案を発表しました。勧告には大韓体育会から分離された別の人権侵害申告・受付相談システム確立、国家レベルの人権侵害予防政策プログラムの策定、新しい独立した機構の新設などが含まれていました。

革新委は「趙ジェボムコーチ（性）暴行事件」が明らかになった後である2月11日に発足しました。スポーツ分野人権保護・増進方案と国民スポーツ政策パラダイムの革新課題を重点的に扱い、この日、最初の勧告案を発表しました。勧告は既存の「勝利至上主義」のスポーツ政策がもたらした副作用を指摘し、これによる国家レベルの反省が必要だと明示しました。

大韓民国憲法は国民の人権を基本権として保障していますが、スポーツでは「勝利」と「メダル」を理由に、これをおろそかにしたという指摘です。これにより革新委は実効性のある被害者保護と支援体系を確立し、既存の政府と体育界の人権侵害対応システムを全面革新することを政府に勧告しました。スポーツ性暴力などの申告、受付、相談システムを構築し、人権侵害の防止のための様々な政策やプログラムを実施し、そのために独立、専門性、信頼性を備えた別の「スポーツ人権機構」が設立されなければならないと強調しました。

最近、米国でスポーツ組織から分離して設立された「セーフスポーツ」が参考対象として言及されました。セーフスポーツは加害者に対する調査と懲戒権限が付与され、調査及び懲戒を拒否したり、申告義務を履行しなかった体育団体等については、財政支援を中止できます。スポーツ人権侵害予防のための国家レベルの戦略的政策プログラム策定も勧告されました。

革新委はそのために独立性を備えた独立した「スポーツ人権機構」が設立されなければならないと勧告しました。文化体育観光部、企画財政部、教育部、女性家族部など関係機関は革新委が発表した勧告の内容の履行を9月までに機構の設立案などを用意し、年末までには法的根拠・人材・予算を確保し、2020年からは機構が運営されるようにする予定です。

02 ハンギョレ 2019. 5. 7**【団体長兼職不可、地方体育会生かすためには法人化しなければならない】**

地方自治団体長の体育会長兼職禁止法案の後遺症に対応するためには地方体育会の法人化が行われなければならないという指摘が出ました。ソン・ムンジョン韓国スポーツ政策科学院首席研究員は7日、ソウル汝矣島国会議員会館第3会議室で開かれた「新しい100年！地方体育活性化のための政策討論会」（アン・ミンソク、イ・ドンソプ議員主催）で「地方体育会を法人化させて、法律上の権利の義務と主体にな

るようになさなければならない。自律運営と組織管理の透明性のためにも、地方体育会の法人化が必要である」と主張しました。

今年初め、地方自治団体長の地方体育会会長兼任を禁止する国民体育振興法改正案が発効され、地方体育会はかなり混乱期を迎えています。新しい法律に基づいて、来年1月中旬までに17の市・道体育会はもちろん、228の市・郡・区体育会会長を新たに選ばなければなりません。これまで地方団体長が当然職として地方体育会会長を兼任してきました。

市・道体育会など地方体育会の関係者は、新しい法案が地方体育会の独立性のための一切の準備なしで性急に成立したことで、体育会の予算支援の持続性がどうか、従業員の身分保障、選挙管理による業務過重など複数の問題が浮上していると反発しています。特に政治からスポーツを独立させるという法案の発議の趣旨とは異なり、ややもすると、地方体育会会長の座を置いて政争が横行した選挙戦になるという懸念が大きいです。地方自治団体長と所属が異なる政党、反対派人物が体育会長に選出された場合、果たして自治体の地方体育会財政支援がスムーズに行われるかという疑問も出てきます。また、過去に生活体育協議会が選挙外郭組織として利用されただけに、大規模な体育会長選挙が政治の場になるという指摘があります。

このような理由でソン・ムンジョン研究員は「地方体育会が法定法人化されたら、現在の自治体の地方体育会支援方式も勧告ではなく義務条項に変えなければならない。これにより、安定的な財源の確保がなされるようになさなければならない」と強調しました。

討論者として出たジョン・チャンスソウル市体育会事務局長は「地方体育会は予算の80%を自治体に依存している。新しいシステムでも現在の水準での予算支援がされるか不透明だ。10月から全国的に同時多発的な地方体育会長選挙もあまりにも規模が大きく、どのように行わなければならないか困り果てる」と明らかにしました。実際、地方自治団体は国の体育振興の目標に応じて、年間4兆1685億ウォン（2017年基準）を支出しています。これは大韓体育会の予算3805億ウォンの10.9倍です。また、中央政府の体育予算（1兆5175億ウォン）より多いです。事実上、地域が韓国のエリート・生活体育の底辺を支えてきたわけです。地方体育会長選挙にかかる費用だけでも100億ウォン以上です。自治体所属生活体育指導者（2740人）や自治体所属運動部（全国1840個）、市・道民プロスポーツ球団も新しい変化に危機感を感じています。

李ヨンシクカトリック関東大教授も「地方体育団体が自治的、主導的な役割を果たせるようになさなければならない。安定的な予算確保などのための国民体育振興法改正と地方の条例制定が検討されなければならない」と提唱しました。また、地方体育会が法人化されると、大韓体育会も地方体育会を下部機構ではなく同等の協力関係に位相を調整する必要があると思われます。これにより、地方の特性を生かした政策を調整する必要があります。

この日の討論会の傍聴客として参加したハン・ジョンウ烏山体育会事務局長は「自治体体育会が自ら立つための手段から作っておいて法案を作成しなければならない。自治体の施設を地方体育会が活用できるようにして、予算を法的に支援できるようにしなければならない。地方体育会が政治から自由になり、住民のスポーツ福利のための本来の役割を果たせるように環境を造成してこそ新しい制度と政策が実効を得ることができる」と言いました。

03 ソウル新聞 2019.5.9

【 スポーツ文化研 「革新委 1次勧告文、具体的な実行案抜けた」 】

文化体育観光部スポーツ革新委員会（委員長ムン・ギョンナン）が7日発表した1次勧告文と関連して、スポーツ文化研究所（所長チェ・ドンホ）が6月までに発表する6次までの勧告がさらに発展するために、1次勧告を批判、検証しようとして問題点をついた声明書を去る8日に発表しました。

研究所声明は「スポーツ性暴行被害者の保護と人権侵害対応システムの全面革新」をタイトルにした1次勧告が具体的な実行案を含んでいないだけでなく、技術革新委員会の苦労の中から出てきた表面的な勧告だったと断言して「苦悶と真正性の深かっただけに結果を盛り込めなかったということも明確に指摘する」と明らかにしました。

文化体育観光部・大韓体育会だけでなく、国家人権委員会・教育・女性家族部のスポーツ人権保護の実態まで一つ一つ把握した革新委員会が自ら宣明したように「ゴールデンタイム」である今の時期にスポーツ人権確立のための具体的な実行案を提示できなかったと指摘しました。

革新委員会の勧告案を5つに要約して、これまで人権侵害事件が発生したときに議論されてきた対策の総合版に過ぎないうえ、すでに構築されているシステムでもあるのに「なぜ現在のシステムが正常に動作していないか」を真剣に苦悶していない点が目につくとしています。

最も重要な実行案として「別の機関の新設」を持って出てきたことについて研究所はまず、スポーツ不正調査などのために「スポーツ倫理センター」の設立法案が提出されたのに、内容と形式で大きく変わらない別の機関の新設が何の意味があるのか、第二に、冗長性の是非が予想される別の機構の設立の政府省庁間の合意が可能だと考えたのか、法律的根拠が用意される場合でも、国会通過が可能であると考えたのか、第三に、勧告はなぜ事後対策に偏ったのか、第四に、最も重要な履行案はなぜこれほどお粗末なのか問わざるを得ないと明らかにしました。

続いて研究所は、革新委員会が次の4つを含めて勧告を変更するように要求すると強調しました。第一、特別司法警察権の導入、第二、大韓体育会全面改編、第三、実施案の具体化、第四、スポーツ人権監察官とスポーツ人権専門講師制の導入などと提示しました。

研究所は最後に「改革はタブーを破って聖域を取り除いてこそであり、非凡な対策を講じなければならない」とし「スポーツ人権の真正性と切実さを持っている革新的な委員会がなぜこのように後退したのか」と反問しました。

INFOMATION

体育市民連帯 ソウル市 瑞草区 瑞草洞 1485-3 スンジョンビル 305号

체육시민연대 서울시 서초구 서초동 1485-3 승정빌딩 305호

Tel : 02-2279-8999、E-mail : sports-cm@hanmail.net

ホームページ : <http://www.sportscm.org/>

日本語訳 : 佐藤好行 新日本スポーツ連盟 国際活動局 韓国担当 jr1fep@gmail.com